

『持分保有割合によらない有限責任会社（LLC）の議決権（外国投資家とサウジアラビア資本との合弁による LLC の場合を含む）』

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査時点 2010 年 2 月 10 日

会社法第 171 条に基づき、原則として、有限責任会社（Limited Liability Company ; LLC）における議決権割合は保有する有限責任会社の持分保有割合に比例する。しかし、同条に基づき、有限責任会社の定款に明確に規定することにより、有限責任会社の議決権割合について、有限責任会社の持分保有割合と異なる取扱いを行うことも可能である。

ただし、この場合には、有限責任会社の定款における議決権の取扱いに関する規定について、商工業省（Ministry of Commerce and Industry ; MoCI）から同意を得る必要がある。

また、有限責任会社の出資者の中に、サウジアラビア（以下「サウジ」という）の政府系機関、またはサウジアラビア基礎産業公社（Saudi Arabian Basic Industries Corporation ; SABIC）、サウジ・アラムコ（Saudi Arabian Oil Company ; Saudi Aramco）もしくはサウジ政府の保有するファンド等のサウジの準政府機関または政府系企業が存在する場合において、有限責任会社の議決権割合につき持分保有割合に比例しない例外的な取扱いを行うためには、上記の商工業省からの同意に加えて、サウジ側の議決権に関する権利放棄が別途必要となる。

なお、サウジの投資家との合弁により有限責任会社を設立しようとする外国投資家は、合弁契約または株主間契約を締結することが多いが、議決権割合について持分保有割合に比例しない取扱いを行う場合には、このような取扱いにつき、定款に規定することに加えて、合弁契約または株主間契約に規定することが考えられる。

【関連法規・制度名】

[会社法](#)

【関連 URL】

Ministry of Commerce and Industry ; MoCI (商工業省)

<http://commerce.gov.sa/english/>

※本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の委託を受けた西村あさひ法律事務所が、ジェトロの事前承諾の下、サウジアラビア所在の法律事務所の協力を得て作成したものです（法令等のアラビア語版による原典は参照しておりません。本資料に含まれる情報は仮訳の部分を含みます）。本資料は、2010年2月10日までに収集した情報のみに基づいております。従って、本資料に含まれる情報について、最新性・正確性・完全性が担保されていない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※本資料は、ジェトロまたは西村あさひ法律事務所による法的意見・見解・助言等を示すものではありませんので、本資料のみに依拠せず、別途専門家から助言を受けてください。